

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率化、透明性を向上させ、ステークホルダーの期待に応え、企業価値の増大を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本的方針としている。

当社はこれまでに、経営統治機構の諸改革として、取締役会議長を代表権のない取締役に変更、取締役員数の削減、取締役任期の1年への短縮、アドバイザーボードの設置、役員退職金制度の廃止を実施してきた。また、経営のスピード化を目的とした執行役員制度を導入し、取締役会をスリム化し、さらに社外取締役を加えた透明性のある経営を行っていくこととしている。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー	7,069,590	7.99
株式会社みずほコーポレート銀行	3,950,000	4.46
株式会社三井住友銀行	3,950,000	4.46
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,945,417	4.46
日清紡ホールディングス株式会社	2,763,000	3.12
日本生命保険相互会社	2,183,285	2.47
帝人株式会社	2,105,000	2.38
株式会社竹中工務店	2,000,000	2.26
日本トラスティサービス信託銀行株式会社(信託口)	1,755,000	1.98
株式会社損害保険ジャパン	1,690,000	1.91

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部
決算期	11月
業種	繊維製品
(連結)従業員数	1000人以上
(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社以上50社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	
丹羽 一彦	弁護士				○					○	
近藤 定男	他の会社の出身者									○	
雀部 昌吾	他の会社の出身者				○					○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
丹羽 一彦	——	法律に精通した弁護士としての経験を通じて、取締役会の監督機能とコンプライアンスの強化図るため、社外取締役として選任している。
近藤 定男	独立役員に指定している。	他の会社の経営経験があり、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、独立的な立場から取締役会の監督を行っていただきたいため、社外取締役として選任するとともに、独立役員としてもふさわしい人物であると考えている。また、株主総会決議により導入された「買収防衛策」において、合理性・公正さを確保するために設置された「特別委員会」の委員に選任されていることも考慮し、独立役員とし指定している。
雀部 昌吾	独立役員に指定している。	他の会社の経営経験があり、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、独立的な立場から取締役会の監督を行っていただきたいため、社外取締役として選任するとともに、独立役員としてもふさわしい人物であると考えている。また、株主総会決議により導入された「買収防衛策」において、合理性・公正さを確保するために設置された「特別委員会」の委員に選任されていることも考慮し、独立役員とし指定している。

その他社外取締役の主な活動に関する事項

丹羽取締役、近藤取締役ともに前事業年度(平成20年12月1日～平成21年11月30日)開催の取締役会12回全てに出席している。雀部取締役は平成21年2月26日就任後開催の取締役会10回のうち9回に出席している。

【監査役関係】

--	--

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の数	4名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役と会計監査人は、問題点の共有化を図るため、毎月会合を行い、また必要な都度、意見交換を実施している。

監査役と内部監査部門の連携状況

監査役監査に内部監査室員が同行し、連携して監査を行っている。

社外監査役を選任している状況	選任している
社外監査役の数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
大江 眞幸	他の会社出身者									○
竹村 治	他の会社出身者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
大江 眞幸	独立役員に指定している。	他の会社の経営経験及び監査役としての経験があり、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、独立した立場からの確かな監査を行っていただきたいため、社外監査役として選任するとともに、独立役員としてもふさわしい人物であると考えている。また、株主総会決議により導入された「買収防衛策」において、合理性・公正さを確保するために設置された「特別委員会」の委員に選任されていることも考慮し、独立役員として指定している。
竹村 治	——	他の会社の経営経験があり、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、独立した立場からの確かな監査を行っていただきたいため、社外監査役として選任している。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

大江監査役は前事業年度(平成20年12月1日～平成21年11月30日)開催の取締役会・監査役会12回全てに出席している。竹村監査役は平成21年2月26日に就任後開催の取締役会・監査役会10回全てに出席している。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬については、各人ごとに評価し、社外独立者が半数を占めるアドバイザーボードの意見のもと報酬に反映している。

--	--

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

開示手段

有価証券報告書、営業報告書(事業報告)

開示状況

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、事業報告とも当社のホームページに公開しているため、取締役報酬等についても一般に公開している。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

確かな意思決定が出来るよう、社外取締役及び社外監査役に対し、必要ある場合は取締役会開催前に資料を配布し、あるいは担当役員より個別に説明している。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 更新

当社は、取締役会と監査役が業務執行の監督及び監査を行う「監査役設置会社」として、株主利益の立場に立ち、「経営監視の仕組み」と「最適な経営者を選定する仕組み」の構築に努めている。

「監査役設置会社」として監査役機能を有効に活用したうえで、委員会設置会社に準じた指名・報酬委員会業務を担う「アドバイザリーボード」を設置する、取締役会の1/3以上を社外役員とし取締役会の監督を強化する、などコーポレートガバナンスの向上を図ってきた。このような取組みのなかで、当社のガバナンス体制は有効に機能していると考えている。

1. 取締役会

取締役会は、取締役8名(うち社外取締役3名)で構成され、独立性の高い社外取締役を選任するとともに、1/3以上を社外取締役とし取締役会の監督を行っている。取締役会は、毎月開催しており、経営の基本方針、重要な業務執行その他法定の事項について決定を行うとともに、業務執行の監督を行っている。

2. 監査役会および監査役監査

監査役会は、監査役4名(うち社外監査役2名)で構成され、独立性の高い社外監査役を選任している。監査役会は、毎月開催しており、ガバナンスのあり方と運営状況を監視し、取締役を含めた経営の日常活動の監視を行っている。

監査役監査は、取締役会他重要な会議等への出席、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧を通じ、取締役会の意思決定の過程及び取締役の業務執行状況について監査している。

3. アドバイザリーボード

アドバイザリーボードは、委員6名(うち社外委員3名)で構成され、指名・報酬委員会業務及び代表取締役からの諮問業務を行っており、定例会合は年2回実施している。

4. グループ経営会議

グループ経営会議は、執行役員、常勤監査役、各事業部門長及びグループ本社部門長等で構成され、代表取締役の業務執行の強化や迅速性を支援するための機関として、毎月2回以上開催している。

5. リスク管理体制

リスク管理体制については、包括的にリスク管理を行うため、「リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンス状況や各リスク分析にもとづく今後の対応策を検討のうえ実施している。また、社内通報制度の整備を行い、社内に相談窓口を2ルート設置している。

顧問弁護士は、中央国際法律事務所及び中之島中央法律事務所との顧問契約に基づき、必要に応じて法律面でのアドバイスを受けている。

6. 内部監査

内部監査は、内部監査室を設置し、内部統制に必要な監査を実施している。

内部監査室、監査役と会計監査人は、定期的に関心事項の共有を図るための意見交換を実施している。

7. 会計監査人

公認会計士監査は大阪監査法人に依頼している。業務を執行した会計監査人の概要は次の通りである。

業務を執行した公認会計士の氏名

業務執行社員 公認会計士 宮本 富雄(継続監査年数2年)、洲崎 篤史(継続監査年数4年)

補助者の構成

公認会計士 8名

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知について株主総会日の3週間前発送を実施している。
集中日を回避した株主総会の設定	——
その他	議決権行使の促進のため、当社ホームページ及び外部機関のホームページに招集通知を掲載している。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回以上の説明会を開催している。その他必要に応じて、スモールミーティングを開催している。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR情報 (http://www.nikke.co.jp/investor/index.html) - 掲載項目: プレスリリース、財務情報、決算短信、有価証券報告書、ニッケレポート、株主総会関連資料、IR資料、IRカレンダー、株式情報・株式の取り扱い、株主優待制度、株価情報、電子公告、株券電子化について	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署(法務IR広報室)を設置し、全社横断的な組織で対応している。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業倫理規範」を制定し、全社員に周知徹底を図っている。また、当社ホームページで一般に公開している。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「企業倫理規範」に「環境保全・安全・健康について」を定め、また「企業行動基準」に「環境保全に関する行動基準」を定め、全社員に周知徹底を図っている。 環境保全活動に取り組む体制の構築を目指すため「ニッケグループ地球環境委員会」を設けて基本方針と施策を決定するとともに、各事業部・本社・神戸本店・東京支社に設置した部門地球環境委員会で具体的な計画を立案して実行する体制としている。 また、環境活動、社会貢献活動を掲載した「環境報告書」を作成している。 なお、「企業倫理規範」「企業行動基準」「環境報告書」については、当社ホームページで一般に公開している。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「企業倫理規範」に「情報の管理及び開示について」を定め、また「企業行動基準」に「財務報告に関する行動基準」「情報開示に関する行動基準」を定め、全社員に周知徹底を図っている。また、当社ホームページで一般に公開している。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(内部統制システムに関する基本的な考え方)

当社は会社法および会社法施行規則に基づく「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり定め、内部統制システムの更なる構築に努めるとともに、社会経済情勢等の変化に対応し、管理体制の継続的な改善と向上を図る。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役会は、取締役会規則に取締役会付議・報告基準を制定し、当該付議・報告基準に則り会社の業務執行を決定する。
 - ・社外取締役を招聘し、取締役会が適法に行われていることを独立的な立場から監督する。
 - ・代表取締役からの諮問を受け、指名・報酬その他の業務を行う機関として、社外独立者が半数を占める「アドバイザリーボード」を設置する。
 - ・取締役の職務執行状況は、監査基準及び監査計画に基づき監査役の監査を受ける。
 - ・「企業倫理規範」「企業行動基準」を制定し、全取締役はこれを遵守することを誓約するとともに、率先してグループ全体の法令遵守を推進する。
 - ・「リスク管理委員会」を設置し、グループ全体のコンプライアンスを含めたリスク管理体制を組織する。
 - ・監査役および内部監査室長を窓口とした社内通報制度を設け、内部監視体制を強化する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・株主総会議事録、取締役会議事録については、法令及び「取締役会規則」に則り、保存及び管理する。
 - ・グループ経営会議事録、議案書等の職務執行に係る文書は電磁的媒体に記録し、各文書ごとに閲覧権限を与え、保存及び管理する。
 - ・取締役の職務執行に係る情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。
3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - ・「リスク管理規程」を制定し、重大な影響を与えるリスクへの即応体制を整備する。
 - ・コンプライアンスリスク、品質・安全リスク、環境・災害リスク、市場リスク、信用リスク、投資リスク、カントリーリスク等の事業リスクの未然防止のため、全社横断的な組織として、「リスク管理委員会」を設置し、それぞれのリスクに対しリスク主管部門が専門的な立場からリスクの未然防止活動を実施する。
 - ・「リスク管理委員会」の委員長に担当役員を任命し、委員長に任命された担当役員は、重大な影響を与えるリスクの予兆が発生した場合には取締役会に報告する。
 - ・有事の際には、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、危機管理対策にあたる。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会において、的確な意思決定ができるよう社外取締役を招聘し、適正な取締役員数をもって構成する。
 - ・執行役員制度を導入し、監督と業務執行機能を分離し、業務執行の迅速化を図る。
 - ・代表取締役の業務執行の強化と迅速性を支援するため、執行役員、常勤監査役、各事業部門長及びグループ本社部門長等から構成されたグループ経営会議を毎月2回以上開催する。
 - ・各事業部門長に執行役員等を任命し、毎月1回以上、事業部門経営会議を開催し、効率的な事業部門運営を行う。
 - ・全社、事業部門毎に、中期計画、年度計画、月次計画を策定し、毎月グループ経営会議で結果をレビューし、目標達成に向けた諸施策を実行する。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・「リスク管理委員会」を設置し、委員長に担当役員を任命する。また、「企業倫理規範」「企業行動基準」を定め、全従業員にハンドブックを配布し、全従業員はそれに誓約する。
 - ・「リスク管理委員会」の下に、グループ本社部門、各事業部門及び各グループ会社に「各リスク管理委員会」を組織し、全従業員に対し周知徹底とモニタリングを行う。
 - ・監査役および内部監査室長を窓口とした社内通報制度を設け、内部監視体制を強化する。
 - ・「企業倫理規範」「企業行動基準」を社内イントラネット、当社ホームページに掲載し、社内、一般に公開する。
6. 当社及びそのグループ各社における業務の適正を確保するための体制
 - ・グループ各社は当社各事業部門管理下のもと統制され、経営目標に対し、毎月営業報告を作成し、定期的な経営報告会を通じて結果のレビューを行う。
 - ・各事業部門からグループ会社に監査役を派遣し、業務の適正を確保するための体制を監査する。
 - ・コンプライアンス体制の強化として、「リスク管理委員会」の下部組織として、「各リスク管理委員会」を組織し、周知徹底を図る。
 - ・定期的に監査役、内部監査人、会計監査人は、業務監査・会計監査を行う。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ・監査役から職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査役を補助すべき使用人を置くこととする。
8. 前項7の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・前項7の使用人は、監査役から監査業務に必要な命令を受けた場合は、取締役からの指揮命令、制約を受けないものとする。
9. 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役及び執行役員、使用人、会計監査人は、各監査役からの要請に応じ、職務執行に関する事項を報告する。
 - ・監査役は取締役会その他、グループ経営会議等重要な会議へ出席し、取締役からの報告を聴取する、また重要な決裁書類等の閲覧をすることができる。
 - ・代表取締役は監査役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を受けるなど、監査役との相互認識を深めるよう努めるものとする。
 - ・全従業員は、社内通報窓口を利用して、直接監査役に内部通報ができる体制とする。

(内部統制システムの整備状況)

平成19年1月より内部統制構築プロジェクトチームを編成し、規程類の整備や業務の文書化を進め、平成20年12月よりその運用を開始した。また、平成20年12月に内部監査室を設置しており、内部統制監査業務を開始している。

(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方)

企業や市民社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては、毅然たる態度で対応する。

(反社会定期勢力に対する体制の整備状況)

- ・「企業倫理規範」「企業行動基準」において、反社会的勢力に関する行動基準を定めている。
- ・当社グループの役員・社員は、不当要求を拒否するとともに、小さなトラブルでも安易に妥協せず、問題をすみやかに当社法務IR広報室に連絡し、組織的に対応するものとする。
- ・外部の専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行っている。

1. 買収防衛に関する事項

1. 株式会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、最終的に会社の財務および事業の方針の決定を支配するのは、株主であると考えている。そして株主は、資本市場での株式の自由な取引を通じて決まるものと考えている。したがって、会社の経営支配権の移転を伴う株式の買付提案に応じるか否かの最終的な判断は、株主に委ねられるべきものと考えている。

しかし、株式の大量取得行為や買付提案の中には、

- ・株主が適切な判断を行うために必要な情報が十分に提供されない場合
 - ・当社の経営に参加する意思はなく、単に株価を吊り上げて高値で株式を引き取らせる目的の場合
 - ・知的財産権、ノウハウ、企業秘密、顧客等の当社の財産を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的の場合
 - ・当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的の場合
 - ・不動産や有価証券等の高額資産を処分させ、その利益で一時的な高配当をさせたり、高配当による株価急上昇の際に、株式を高値で売り抜ける目的の場合
 - ・株主の判断の機会または自由を制約し、株式の売却を事実上、強要するおそれがある場合
- など、その目的等から当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なう等、当社に回復し難い損害をもたらすと判断される場合があることが想定される。

当社は、このような行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えている。

したがって、そのような行為に対しては、当社取締役会が原則として何らかの対抗措置を講じることを基本方針としている。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成21年2月26日開催の第178回定時株主総会において、株主の承認を受け「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「本プラン」という。）を継続導入した。本プランは、大規模買付行為に対して一律に対抗措置を発動するものではなく、株主共同の利益および企業価値の確保・向上の観点から大規模買付行為に応じるか否かの最終的な判断を適切に行うことができるために、大規模買付者ならびに当社取締役会から必要十分な情報が提供され、更には十分な熟慮期間が確保されるよう、大規模買付ルールを定めている。

(1) 本プランが対象とする大規模買付

当社が発行する株券等について保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付行為

(2) 本プランの概要

・大規模買付ルールの概要

ア) 大規模買付者に対する情報提供の要請

買付行為に先立ち、当社取締役会は大規模買付者に対し、株主の判断および当社取締役会の評価検討のために必要かつ十分な情報（大規模買付情報）の提供を要請する。

イ) 取締役会による評価検討

当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了した後、90日を上限として設定した取締役会評価期間において、提供された大規模買付情報を十分に評価検討し、取締役会としての意見等を取りまとめたくうで株主に公表する。なお、大規模買付行為は、当該評価期間後のみ開始されるべきものとする。

・大規模買付行為がなされた場合の対応

ア) 大規模買付ルールが遵守されない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、その責任において企業価値および株主共同の利益の維持・向上を目的として、新株予約権の無償割当てその他法令および当社定款が取締役会の権限として認める措置（以下「対抗措置」という。）の発動を決議する。

イ) 大規模買付ルールが遵守された場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として対抗措置の発動を行わない。ただし、当該大規模買付が本プランに定める類型に該当し、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なう等、当社に回復しがたい損害をもたらすものと認められる場合には、当社取締役会は対抗措置を発動する決議をすることがある。なお、その決議に先立ち、当社取締役会は、その判断の合理性および公正性を担保するために、特別委員会に対して対抗措置を講じることは是非について諮問する。特別委員会は当該大規模買付が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するものであるか否かについて十分検討し、当社取締役会に対して対抗措置の発動・不発動の勧告を行う。また、特別委員会が、株主の意思を確認すべき旨を当社取締役会に勧告した場合、当社取締役会は、原則として株主意識確認総会における株主投票または書面投票のいずれかを選択して実施する。

当社取締役会は、善管注意義務に従い、その責任により特別委員会からの勧告、株主意識確認総会または書面投票の決定を最大限尊重し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点からすみやかに対抗措置を発動するか否かを決議する。

3. 前記取り組みが基本方針に従い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

(1) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、必要な情報や期間を確保し、あるいは当社取締役会が代替案を提示したり買付者と交渉すること等を可能にすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し向上させるという目的をもって導入している。したがって、本プランの目的に反して、株主の利益を向上させる買収を阻害する等、経営陣の保身を図ることを目的として本プランが利用されることはない。

(2) 恣意的な対抗措置発動の防止

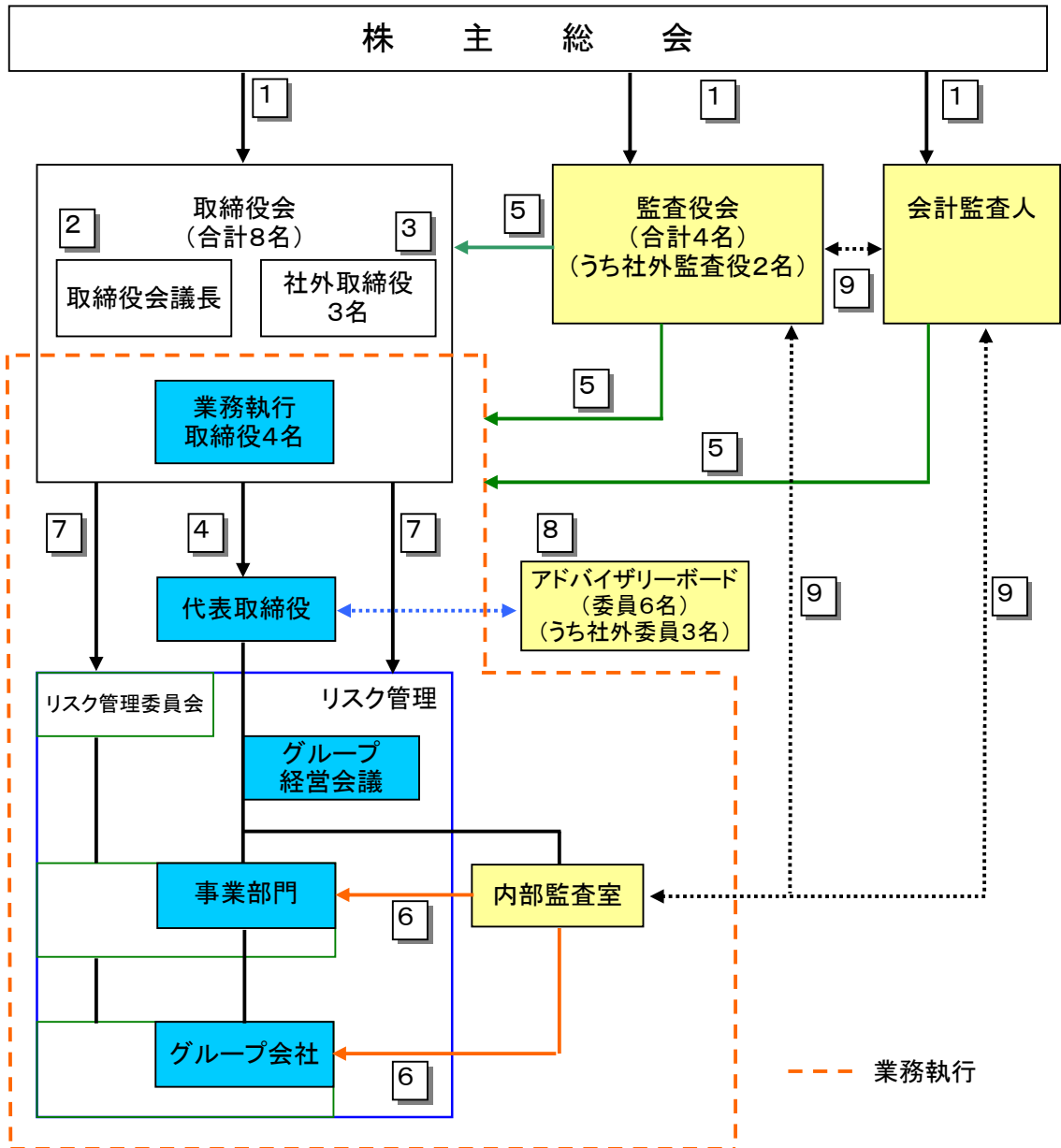
当社は、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行うため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役を中心に構成された「特別委員会」を設置する。また、本プランは合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されているため、当社取締役会による恣意的な発動を防止し、透明な運営が行われる仕組みを確保している。

(3) 株主意識の反映

本プランは株主総会において、株主により導入の決議がなされたことに基づき発効したものである。なお、本プランには有効期間を3年間とするサンセット条項を付している。その期間内に本プランを廃止する旨の株主総会決議、取締役会決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなる。また、当社取締役の任期は1年であり、取締役の選任を通じて株主の意思を反映することが可能となっている。このように、本プランはデッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではなく、本プランの導入および廃止には株主の意思が十分反映される仕組みとなっている。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

日本毛織株式会社 内部統制模式図



- 1 株主総会によって、取締役、監査役、会計監査人を選任、解任
- 2 取締役会議長を代表権のない取締役とする
- 3 社外取締役による独立した立場からの取締役会の監督
- 4 取締役会によって、代表取締役を選任、解任
- 5 会計監査および業務監査
- 6 内部監査
- 7 取締役会によって委員長の選任、解任
- 8 代表取締役の指名、報酬等の諮問業務
- 9 定期的な意見交換